

[別紙 2] 日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）鉄道・運輸機構との共有船建造資金環境規制(バラスト水処理・SO_x・NO_x規制)に応ずる船舶の改修資金

[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金

2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内

3) 利率：年1.7%以内（全期間固定金利、6カ月後払い）

4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る）・マリーナ等の事業者

5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円（2020年度は10億円）・所要資金額の80%以内（機構共有船建造の設備資金は所要資金額の20%以内）

【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

1) 貸付資金種類：[設備資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
[運転資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金

2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内

3) 利率：年1.4%以内（全期間固定金利、6カ月後払い）

4) 利用対象者：造船関係事業者で「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者

5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円

【緊急運転資金（倒産防止緊急資金）】

1) 貸付資金種類：倒産を防止するために、資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な運転資金

2) 貸付期間：5年以内

3) 利率：0.7%以内

4) 利用対象者：モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業を営む者で。倒産を防止するため、国が運転資金の交付を要請するもの

5) 貸付金限度額：15億円（特に必要と認めた場合30億円）